

# グリーンプラ・シンボルマーク使用の手引き

日本バイオプラスチック協会

グリーンプラ・シンボルマーク認定商品及びその広告にグリーンプラ・シンボルマークを使用する際には、この手引きに従って下さい。

## 1. ご使用になるマークの仕様について

- ① 別途お渡しするフォーマット3種（P.）の中から選択し、縮小または拡大して使用して下さい。ロゴフォーマットC（枠及び文字のないもの）については、A、Bの視認性が損なわれるようなサイズ：1cm未満の場合のみご使用下さい。マークが変形したり、ヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小はしないで下さい。

電子ファイルは EPS ファイル形式です。 PhotoShop（Ver.5以降）、若しくは Illustrator でご覧下さい（Windows でも Mac でも開示出来ます）

- ② マークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。
- ③ 色：明記したカラーチャートをご参照下さい。

但し、印刷コストの関係から一色だけで表現したい場合もあると存じますが、この場合にも明記したカラーチャートをご参照下さい。やむをえない場合、ご希望の色にてご使用可能ですが、その場合には 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

マーク全体を反転させて（白抜き）使用することもできます。

地色の上にマークを載せる場合には、ヌキの部分に地色が出て差し支えありません。

- ④ マーク全体をさらに枠などで囲むことはできません。
- ⑤ マーク周辺（好ましくはマーク下部）には、登録番号を（望ましくは社名も）付記することを原則とします。登録番号を付した部分を含めた一体としてマークを使用下さい。
- ⑥ 部分限定シンボルマークの場合、対象となる部分を簡潔に 上記 登録番号の下部（もしくはマークの近辺）に表示してください。
- ⑦ 登録番号を付さないシンボルマークは 原則として使用を禁止します。やむを得ず登録番号を付さないシンボルマークを使用する場合には、識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

## 2. マークを付ける方法

- ・印刷、シール、金型刻印等、製品に最も適した方法を選択して下さい。
- ・何れの場合にも大きさ、更に印刷方式の場合はインキ（顔料・バインダー）、シール方式の場合はインキ（同）・媒体・糊の材質にも十分にご配慮戴きます様お願い致します。
- ・名刺へのマークの使用は、上記 1. 項を順守する事を条件に 認定期間内に限ります。事前に 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
- ・カタログ・パンフレットにマークを使用する場合は、マーク取得製品が明らかになる方法で

行うものとします。

### 3. 説明文について

以下の説明文及び解説文を書き添える事をご検討下さい：

- ・ 生分解性プラスチック：自然界の微生物で水と二酸化炭素に分解されるプラスチック
- ・ グリーンプラ®：安全性が確認され、かつ樹木等と同じ程度、或いはそれ以上の速度で生分解を受けるプラスチック製品
- ・ シンボルマーク：本製品がグリーンプラ®としての基準を達成している事を示すマーク

### 4. グリーンプラ商品であることの呼称の使い方

グリーンプラ認定商品について広告等を行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。これ以外の呼称またはこれとまぎらわしい表現を用いることはできません。

「日本バイオプラスチック協会認定商品」

「日本バイオプラスチック協会認定グリーンプラ®商品」

「グリーンプラ®商品」

「グリーンプラ®」

### 5. 広告・宣伝活動における表示など

グリーンプラ・シンボルマークの認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物にマークを使用する際には、他のものと認定商品をはっきり識別できるように表示して下さい。また、グリーンプラ・シンボルマークは、生分解性と安全性が所定の基準をみたすものであることを保証するものです。マークの使用に際しては、その趣旨に沿ってお使い下さい。

### 6. 商品データベース（DB）について

- ・ グリーンプラ識別表示制度の普及を目的に、当協会ホームページ（HP）や、バイオプラジャーナルなどに下記情報を公開致します。 ご了承下さい。
- ・ HP上公開DBの内容：
  - － 登録番号、有効期間（例：2007年8月10日－2010年8月9日）
  - － 製品分類
  - － 主たる構成樹脂
  - － 御社名（これらの情報の非公開を希望される方は、申請用紙にその旨ご記入下さい。）

以上

2015.8